

在宅療養の訪問診療(定期往診)の診療料支払いについて

① 診療代は月末までに変動する事がありますので翌月の支払いになります。

訪問診療にかかる**おおよその料金**です(75歳以上の場合)ご参考下さい。

<R8.6.1現在>

	1割負担(月1回)	2割負担(月1回)	3割負担(月1回)
訪問診療代(※1)	3,840 円	7,670 円	11,510 円
訪問看護指示書代(※2)	300 円	600 円	900 円
居宅療養管理指導費代(※3)	299 円	598 円	897 円
車代(東御市内) 1回	320 円	320 円	320 円
車代(東御市外) 1回	550 円	550 円	550 円

※1 訪問診療 月2回の場合は上記の限りではありません。また病気の種類によっても変わってきます。

※2 訪問看護をご利用される方は、当所の医師により訪問看護指示書を作成し訪問看護の看護師に指示を出します。

※3 介護保険として当所が請求する項目

* 要支援・要介護の認定を受けられた方で通院が困難な方のご自宅(居宅)におもむき訪問診療による医学的な管理に基づいて医師が指導を行います。

* 居宅介護支援事業者に居宅サービス計画作成等に必要な情報を提供します。

* 家族の方に、居宅サービスを利用する時の注意事項や介護方法などの指導・助言を行います。

※ 上記以外にも、検査等実施の場合や臨時往診、文書代(自費)等は、別途料金がかかります。

② 処方薬がある場合、薬局への支払いも生じます。

③ 支払い方法は下記を選択して下さい。

- 1 月末で締め翌月に請求書を郵送いたします。ご家族の都合の良い時に請求書持参の上直接当所窓口までお支払いに来て頂きます。
- 2 口座振替による支払い(佐久浅間・信州うえだ農協の口座のみ)
- 3 口座振込(手数料はご負担願います)
- 4 月末で締め翌月の訪問診療時に看護師にお支払い下さい。
(ご家族が対応出来ない方のみ)

④ 月に1度マイナ保険証または資格確認証、福祉受給者証等の提示をお願いいたします。

ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

東御市立みまき温泉診療所
〒389-0402 東御市布下6-1
電 話：0268-61-6002
FAX：0268-61-6004
(月)～(金) / 8:30～17:00
(土) / 8:30～12:00